

組織規程

令和3年5月29日 規第5号

第1章 総則

第1条 一般財団法人日本財団母乳バンク（以下「バンク」という。）の職制、定員その他組織については、一般財団法人日本財団母乳バンク定款に定めるもののほか、この規程による。

第2章 組織及び事務分掌

第2条 バンクに、事務局を置く。

第3条 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 事業部
- 2 事業部においては、次の業務に係る事務をつかさどる。
- (1) ドナーミルクの管理に関すること。
 - (2) ドナーミルクの提供に関すること。
 - (3) ドナーミルクの管理提供技術者の養成に関すること。
 - (4) ドナーやレシピエント情報の管理に関すること。
 - (5) ドナーミルクの調査研究に関すること。
 - (6) バンクの周知啓発のための各種イベント等の開催に関すること。
 - (7) その他バンクの目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 3 総務部は、事業部に属さない業務をおこなう。

第3章 職制

第4条 常務理事は、理事会が別に定めるところにより所掌する部の事務に関して職員を指揮監督するものとする。

第5条 事務局職員を職務上、以下の職制に区別する。

- (1) ディレクター
 - (2) スタッフ
- 2 各部にディレクターを置くことができる。

- 3 事務局に特定の事務等に専任する職員を置くことができる。
 - 4 必要がある場合は、事務局に、バンク職員からの相談に対応し、知識や経験に基づき活動支援を行うアドバイザーを置くことができる。
 - 5 事務局の職制に関する組織図、配置図及び職員の職名に係る運用等については、理事長が別に定めることができる。
- 第6条 ディレクターは、常務理事の命を受け、それぞれの担当業務（人事管理を含む）を統括する。
- 2 スタッフは、ディレクターの監督指導のもとに担当業務を遂行する。

第4章 定員

- 第7条 事務局の職員の定員は、予算の範囲内で理事長が定める。
- 2 前項の定員のほか、必要がある場合は、事務局に嘱託又は臨時雇員を置くことができる。

第5章 雑則

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は理事長が別に定める。

附則（令和3年5月29日 規第5号）

この規程は、令和3年5月29日から施行し、一般財団法人日本財団母乳バンク登記の日（令和3年4月1日）から適用する。